

WEB 会議システムを利用した会議出席等の取扱いについて（案）

- 1 委員は、会長が必要と認めるときは、WEB 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に参加することができる。
- 2 WEB 会議システムによる参加は、池田市行財政改革推進委員会規則第 5 条に規定する会議に係る出席と認めるものとする。WEB 会議システムの利用において映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 WEB 会議システムの利用において、映像のみならず音声も送受信できなくなった場合には、当該 WEB 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった間、退席していたものとみなす。
- 4 WEB 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

○池田市行財政改革推進委員会規則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 7 号）抜粋

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に出席委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（補則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。